
平成29年度第4回
評議会資料2

平成30年度三重支部事業計画について

平成30年3月30日

1. 保険者機能強化アクションプラン(第4期)の概要について

保険者機能強化アクションプラン(第4期)の全体像

保険者機能強化アクションプランの目指すもの

保険者機能強化アクションプランは、協会けんぽの行動計画としての位置づけであり、それを着実に実行することにより、以下の協会けんぽの基本理念をこれまで以上に実現していくものである。

【基本使命】

保険者として、健康保険及び船員保険事業を行い、加入者の皆様の健康増進を図るとともに、良質かつ効率的な医療が享受できるようにし、もって加入者及び事業主の皆様の利益の実現を図る。

【基本コンセプト】

- 加入者及び事業主の皆様の意見に基づく自主自律の運営
- 加入者及び事業主の皆様の信頼が得られる公正で効率的な運営
- 加入者及び事業主の皆様への質の高いサービスの提供
- 被用者保険のセーフティネットとしての健全な財政運営

保険者機能強化アクションプラン(第4期)の全体像

(1) 基盤的保険者機能

【目的・目標】 ※第3期アクションプランの目標「Ⅲ 医療費等の適正化」を実現する

レセプトや現金給付の審査・支払を適正かつ効率的に行うことにより、加入者に良質なサービスを確実に提供する。同時に、不正受給対策などによる医療費の適正化を通じて、協会けんぽの財政を含めた制度の維持可能性を確保する。

(2) 戦略的保険者機能

【目的・目標】 ※第3期アクションプランの目標と同一

事業主とも連携して、加入者の健康の維持・増進を図ること、地域の医療提供体制の在り方にも積極的に関与すること、効率的かつ無駄のないサービスが提供されるよう働きかけを行うこと等により、「Ⅰ 医療等の質や効率性の向上」、「Ⅱ 加入者の健康度を高めること」、「Ⅲ 医療費等の適正化」を目指し、もって加入者・事業主の利益の実現を図っていく。

(3) 組織体制の強化

【目的・目標】

基盤的保険者機能と戦略的保険者機能の本格的な発揮を確実なものとするため、人材育成による組織力の強化を図るとともに、標準人員に基づく人的資源の最適配分や支部業績評価による協会けんぽ全体での取組の底上げなど、組織基盤を強化していく。

1. 保険者機能強化アクションプラン(第4期)の概要について

保険者機能強化アクションプラン(第4期)における主な取組

(1) 基盤的保険者機能関係

- 1、現金給付の適正化の推進
- 2、効果的なレセプト点検の推進
- 3、柔道整復施術療養費の照会業務の強化
- 4、返納金債権発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進
- 5、サービス水準の向上
- 6、限度額適用認定証の利用促進
- 7、被扶養者資格の再確認の徹底
- 8、オンライン資格確認の導入に向けた対応

(2) 戦略的保険者機能関係

- 1、データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)の着実な実施

i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率等の向上 **インセンティブ評価指標**

ii) 特定保健指導の実施率の向上及び平成30年度からの制度見直しへの対応 **インセンティブ評価指標**

iii) 重症化予防対策の推進 **インセンティブ評価指標**

iv) 健康経営(コラボヘルス)の推進

2、広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

3、ジェネリック医薬品の使用促進 **インセンティブ評価指標**

4、ビッグデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供

5、インセンティブ制度の本格導入

6、パイロット事業を活用した好事例の全国展開

7、医療データの分析に基づく地域の医療提供体制への働きかけ

(3) 組織体制の強化関係

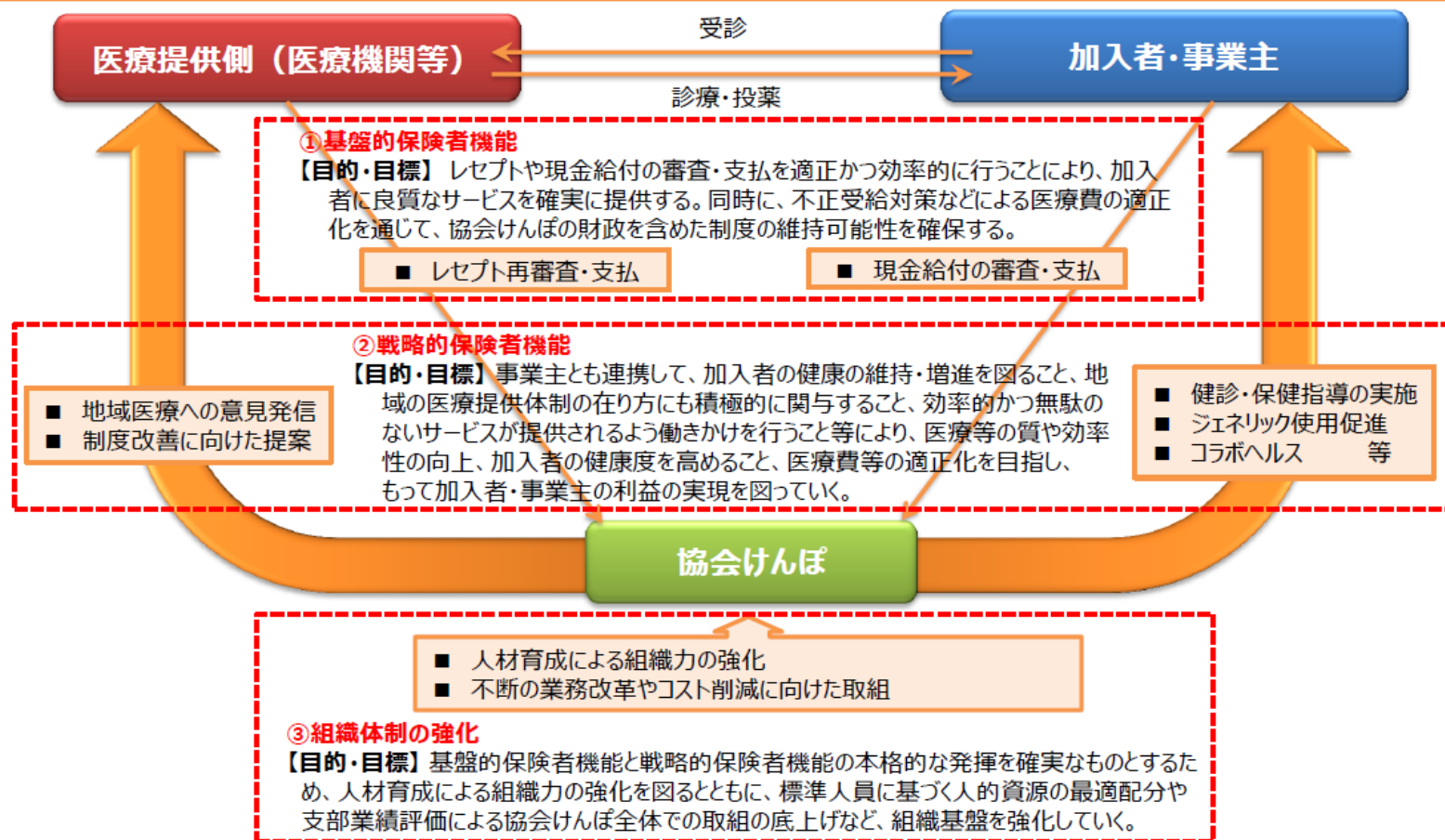
- 1、人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置
- 2、人事評価制度の適正な運用
- 3、OJTを中心とした人材育成
- 4、支部業績評価の本格実施に向けた検討
- 5、費用対効果を踏まえたコスト削減等

1. 保険者機能強化アクションプラン(第4期)の概要について

保険者機能強化アクションプラン(第4期)における協会けんぽ運営の基本方針 参考1

基本的考え方

- 協会けんぽの役割等について、①基盤的保険者機能、②戦略的保険者機能、③組織体制の強化の3つに分類した上で、それぞれ目的・目標を定める。
- その上で、分野ごとに具体的取組を定めるとともに、定量的KPIを設定して進捗状況を評価する。

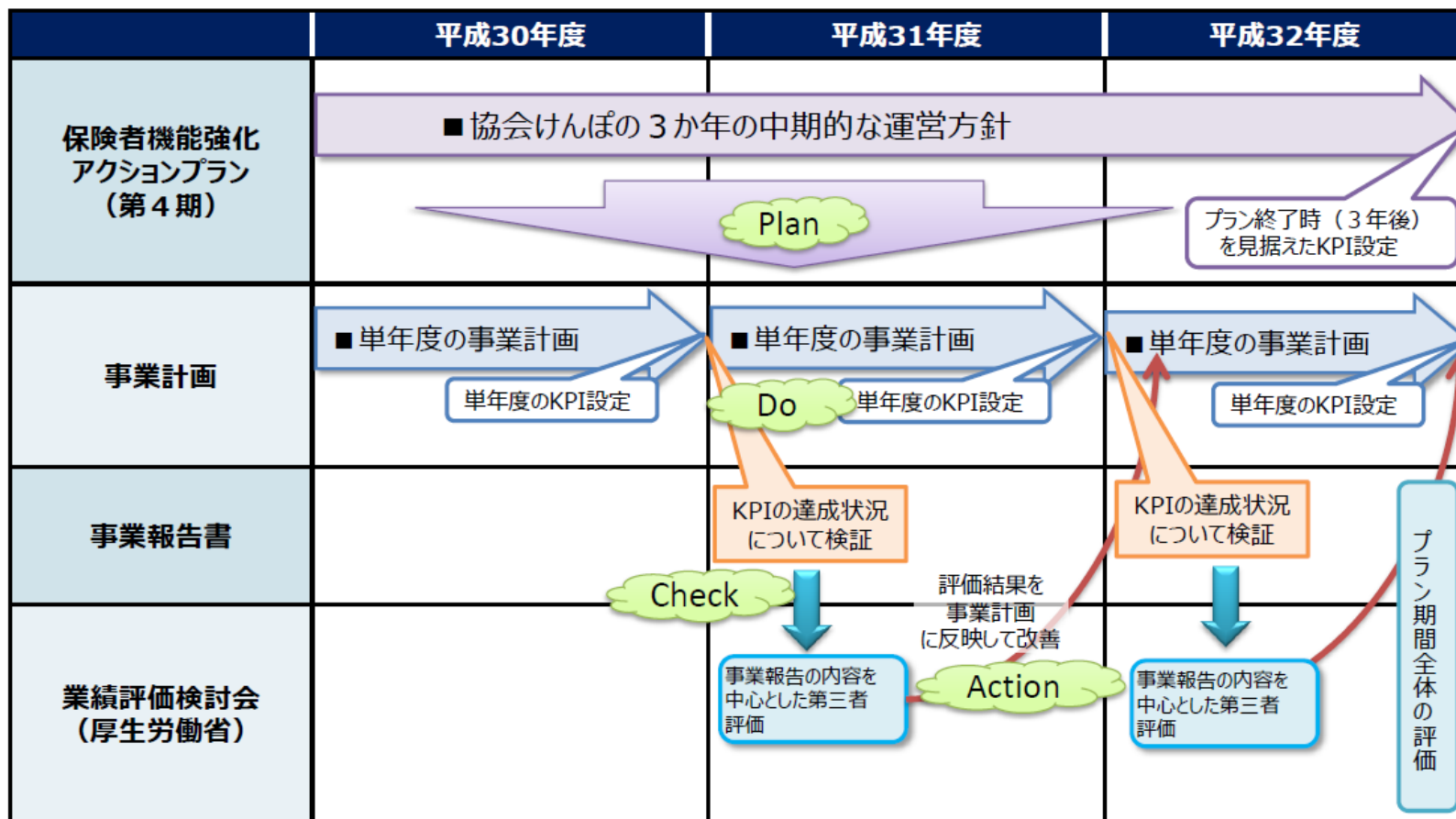


1. 保険者機能強化アクションプラン(第4期)の概要について

保険者機能強化アクションプランに係るPDCAサイクルの強化について

参考2

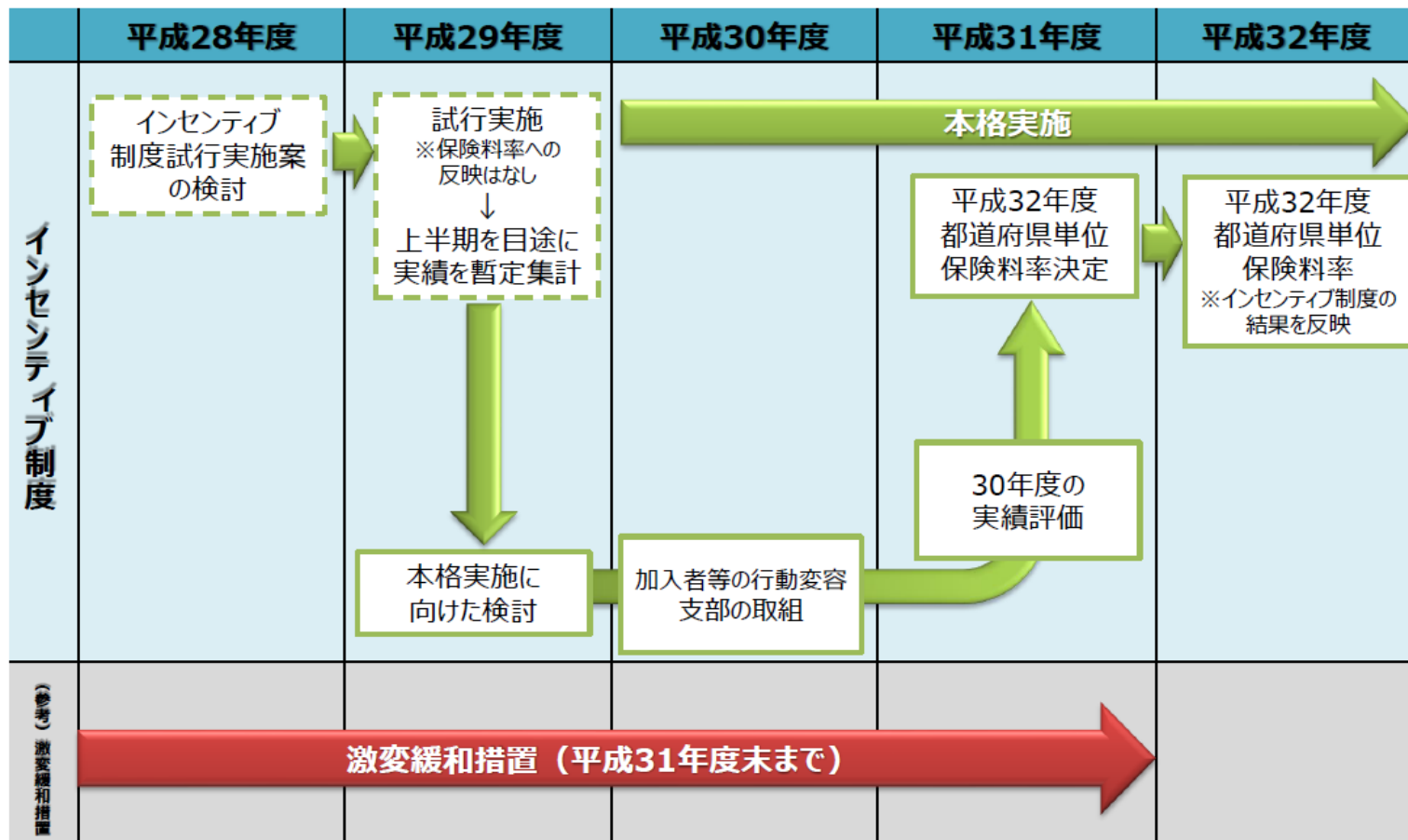
- 協会けんぽでは、これまででも保険者機能強化アクションプランや事業計画に基づく事業運営を行い、その評価を次のアクションプランや事業計画に反映させてきたが、必ずしもそうした関係性が明らかになっていなかった。
- このため、平成30年度以降は以下のとおり、保険者機能強化アクションプランを中期計画と明確に位置付けてKPIを設定するとともに、それを踏まえた事業計画の策定や評価を通じた改善を行うことにより、PDCAサイクルを強化する。



2. インセンティブ制度について

インセンティブ制度の導入スケジュールについて

インセンティブ制度では、平成29年度から試行実施を行う（試行実施の段階では保険料率への反映はしない）。平成30年度から本格実施し、その結果を平成32年度の都道府県単位保険料率に反映する。



2. インセンティブ制度について

【具体的な評価方法】

- 下表のとおり、評価指標及び実績の算出方法を定め、評価指標内では【】で記載した評価割合を用いて評価する(この際、使用するデータは毎年度4月～3月までの分の実績値を用いることとする)。
- 評価方法は偏差値方式とし、平均偏差値である50を素点50とした上で、指標ごとの素点を合計したものを支部の総得点としランキング付けを行う。
- 前年度からの実績値の伸びを評価する際には、支部ごとの伸びしろ(100%－当該支部の実績値)に占める割合を評価する。

1 特定健診等の受診率(使用データ:4月～3月の受診者数(事業者健診については、同期間のデータ取り込み者数))

<実績算出方法>

自支部被保険者のうち生活習慣病予防健診を受診した者の数＋自支部被保険者のうち事業者健診データを取得した者の数＋自支部被扶養者のうち特定健診を受診した者の数

(%)

自支部被保険者数＋自支部被扶養者数

- ① 特定健診等の受診率【60%】
- ② 特定健診等の受診率の対前年度上昇幅【20%】
- ③ 特定健診等の受診件数の対前年度上昇率【20%】

2 特定保健指導の実施率(使用データ:4月～3月の特定保健指導最終評価終了者数)

<実績算出方法>

自支部加入者のうち特定保健指導実施者数(外部委託分を含む。)

(%)

自支部加入者のうち特定保健指導対象者数

- ① 特定保健指導の実施率【60%】
- ② 特定保健指導の実施率の対前年度上昇幅【20%】
- ③ 特定保健指導の実施件数の対前年度上昇率【20%】

2. インセンティブ制度について

3 特定保健指導対象者の減少率(使用データ:前年度特定保健指導該当者であって4月～3月に健診を受けた者のうち、その結果が特定保健指導非該当となった者の数)

<実績算出方法>

$$\frac{(A)のうち、(前年度積極的支援→動機付け支援又は特保非該当者となった者の数)+(前年度動機付け支援→特保非該当者となった者の数)}{自支部加入者のうち、前年度特定保健指導該当者であって今年度健診を受けた者の数(A)} \quad (\%)$$

4 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率(使用データ:4月～3月に受診勧奨を行った者のうち、受診勧奨から3か月後までに医療機関を受診した者の数)

<実績算出方法>

$$\frac{(A)のうち医療機関受診者数}{自支部加入者のうち、本部からの受診勧奨送付者数(A)} \quad (\%)$$

- ① 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率【50%】
- ② 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率の対前年度上昇幅【50%】

5 後発医薬品の使用割合(使用データ:4月～3月の年度平均値)

<実績算出方法>

$$\frac{自支部加入者に対する後発医薬品の処方数量}{後発医薬品のある先発医薬品の数量+後発医薬品の数量} \quad (\%)$$

- ① 後発医薬品の使用割合【50%】
- ② 後発医薬品の使用割合の対前年度上昇幅【50%】

3. 三重支部事業計画(基盤的保険者機能関係)

【実現すべき目標】

○医療費等の適正化

1.現金給付の適正化の推進

(1)不正の疑いのある事案については、支部の保険給付適正化プロジェクトチームの議論を経て事業主への立入検査を行う。特に、現金給付を受給するためだけの資格取得が疑われる申請について重点的に審査を行う。

(2)傷病手当金と障害年金の併給調整について、マニュアルに基づき確実に実施する。

2.効果的なレセプト点検の推進

(1)資格点検、外傷点検については、事務処理手順書に沿ったシステムを活用した点検を実施し、被保険者・医療機関等への照会を行い、結果、不適切な請求については、レセプトの返戻、返還請求を実施する。

(2)内容点検については、システムの各種抽出機能を活用した効果的な点検を実施し、不適切が疑われる請求について再審査請求を実施する。

(3)再審査請求における査定率向上に向け、研修会・勉強会の開催による点検員のスキルアップ、社会保険診療報酬支払基金との連携・協議を実施する。

■KPI:社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする

平成30年2月時点 0.272%(3月末見込 0.279%)

3. 三重支部事業計画(基盤的保険者機能関係)

3.柔道整復施術療養費の照会業務の強化

(1)接骨院・整骨院の正しいかかり方を周知するため、各種機会にリーフレットを配布する。

(2)多部位(施術箇所が3部位以上)かつ頻回(施術日数が月15日以上)の申請について、加入者に対する文書照会を強化するとともに、いわゆる「部位ころがし」と呼ばれる、負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診に対する照会を強化する。

■KPI:柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合について対前年度以下とする 平成29年9月時点 0.8%(3月末見込 0.8%)

4.返納金債権発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進

(1)保険証未返納者に対して、日本年金機構における資格喪失処理後2週間以内に文書による返納催告を実施する。

(2)各種広報・セミナー等で広く保険証の早期回収・適正使用を周知するほか、保険証未返納、喪失後受診が多い事業所に対しては、文書・訪問により周知徹底を依頼する。

(3)発生した債権については、事務処理フローに沿った通知・催告を行うほか、保険者間調整、弁護士名催告、法的措置を実施することで確実な債権回収に努める。

■KPI

①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を93.0%以上とする

平成30年2月時点 91.25%(3月末見込 90.96%)

②返納金債権(喪失後受診に係るものに限る)の回収率を、対前年度以上とする

平成30年2月時点 54.19%(3月末見込 55.09%)

③医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする

平成30年2月時点 0.054%(3月末見込 0.054%)

3. 三重支部事業計画(基盤的保険者機能関係)

5. サービス水準の向上

- (1)お客様満足度調査結果を検証し、窓口対応や電話対応のスキル向上を図り、サービスの改善に努める。
- (2)いただいた「お客様の声」を積極的に「サービス推進委員会」で検討し、改善を行う。
- (3)お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努めるとともに、現金給付の申請受付から支給までの標準期間(サービススタンダード:10日間)を遵守する。
- (4)「任意継続申請セット」を作成して制度の周知を行いつつ、加入者の利便を図る。
- (5)傷病手当金等給付申請書の不備返戻を減らすため、「申請書作成支援サービス」の活用を推進する。また、記入誤りが多い箇所についてセミナー等で注意喚起を行う。
- (6)新任事務担当者セミナーを開催し、制度の周知や事業の浸透を図る。
- (7)加入者・事業主の利便性向上や負担軽減の観点から、四日市年金事務所内の窓口サービスを提供するとともに、郵送による申請を勧奨する。

■KPI:①サービススタンダードの達成状況を100%とする **平成30年1月時点 100% (3月末見込 100%)**

②現金給付等の申請に係る郵送化率を87.0%以上とする **平成30年2月時点 84.2%(3月末見込 84.5%)**

3. 三重支部事業計画(基盤的保険者機能関係)

6. 限度額適用認定証の利用促進

- (1)事業主や健康保険委員に対してチラシやリーフレットによる広報を実施する。また、セミナー等で限度額適用認定証の利便性を周知する。
- (2)「限度額適用認定証セット」を医療機関に配布して加入者の利便を図り、制度の利用促進を図る。
- (3)地域の医療機関と連携し、入院時の説明に際し限度額適用認定証の案内をしていただくよう依頼する。

■KPI: 高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を83.0%以上とする

平成29年9月時点 77.0%(3月末見込 78.0%)

7. 被扶養者資格の再確認の徹底

- (1)日本年金機構との連携により、被扶養者資格の再確認を徹底する。それにより、高齢者医療費に係る拠出金の適正化と本来被扶養者資格を有しない者による無資格受診の防止を図る。
- (2)未提出事業所への勧奨及び未送達事業所の調査による送達の徹底により、確認対象事業所からの回答率を高める。

■KPI: 被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を90.5%以上とする

平成30年1月時点 90.5%(3月末見込 90.5%)

8. オンライン資格確認の利用率の向上

- (1)健診機関会議等を通じて周知を行い利用医療機関の拡大を図る。
- (2)医療機関での利用状況を把握し、好事例の展開による利用率の向上を図る。

■KPI: 現行のオンライン資格確認システムについてUSBを配布した医療機関における利用率を36.5%以上とする

平成30年2月時点 0%(3月末見込 0%)

4. 三重支部事業計画(戦略的保険者機能関係)

【実現すべき目標】

- 医療等の質や効率性の向上
- 加入者の健康度を高める
- 医療費などの適正化

1.データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)の着実な実施

上位目標:空腹時血糖値における糖尿病型及び境界型への増加率の抑制

(健康課題)

- ・平成26年患者調査により10万人における糖尿病の年齢調整受療率が全国1位
- ・糖尿病の医療費は入院・入院外ともに年々増加、加入者割合では40歳以上が増加傾向
- ・平成28年度支部医療費に占める糖尿病医療費割合は11.27%、人工透析医療費割合は3.53%
- ・腹囲・BMIが基準値以上(肥満)の加入者が年々増加傾向

- ・第1期の保健事業実施計画(データヘルス計画)と同様に、「特定健診、特定保健指導の推進」「コラボヘルスの取組」「重症化予防対策」を柱に着実に実施する。
- ・健診及び保健指導の結果、レセプト、医療機関の受診状況等のデータを活用して、健康課題に対し効率的かつ重点的な保健事業を推進する。
- ・第1期の保健事業実施計画(データヘルス計画)の検証結果を踏まえ、事業をより明確化し、定量化かつアウトカムを重視した目標設定によりPDCAを強化する。

4. 三重支部事業計画(戦略的保険者機能関係)

(1)特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上

インセンティブ評価指標

被保険者(受診対象者数:192,570人)

①生活習慣病予防健診実施率の向上(実施見込者数:119,518人以上)

- i) 健診実施機関を増やすことにより、加入者の利便性と受診機会の拡大を図る。
- ii) 新規加入者(新規適用事業所、新規資格取得者等)を含めた加入者への速やかな健診案内状の送付及び電話勧奨を行い、周知、申込みもれを防ぐ。なお、実務は外部委託とし効率的な勧奨を実施する。
- iii) GIS(地理情報システム)より受診率の低迷地区を抽出し、巡回健診等を実施する。また、健診推進経費を活用し、協力をいただける健診実施機関及び健診実施地区を拡大し、加入者の利便性を高める。

②事業者健診結果データ取得率の向上(取得見込者数:15,244人以上)

- i) 外部委託にて提供同意書の取得から健診結果のデータ納品までを一括して実施し、新規提供事業所を拡大する。
- ii) 各団体(三重県・労働局、三重県社会保険労務士会)と連携し、連名等により健診結果データ提供に伴う同意書の提出を依頼。提供同意書取得後速やかに結果データの提供を受け、特定保健指導へ繋げていく。

被扶養者(受診対象者数:56,831人)

③被扶養者の特定健診受診率の向上(実施見込者数:13,507人以上)

- i) 過去の健診受診歴を考慮し対象者を選定(過去数年間に受診したことがある方)。過去の検査結果を記載した個別リーフレットを使用し受診勧奨を実施する。
- ii) 健診実施機関に協力を仰ぎ、オプション検査の充実を図る。また、案内については外部委託とし、広報の充実を図る。
- iii) 市町と協力・連携し市町実施のがん検診同時実施機会を拡大する。また特定健診及び特定保健指導の市町への業務委託に向け調整を図る。

■KPI:①生活習慣病予防健診実施率を62.1%以上とする

平成30年1月現在48.6% (3月末見込61.1%)

②事業者健診データ取得率を7.9%以上とする

平成30年2月現在4.3% (3月末見込5.7%)

③被扶養者の特定健診受診率を23.8%以上とする

平成30年1月現在15.9% (3月末見込20.4%)

4. 三重支部事業計画(戦略的保険者機能関係)

インセンティブ評価指標

(2)特定保健指導の実施率の向上及び平成30年度からの制度見直しへの対応

被保険者(受診対象者数:25,605人)

①被保険者に対する特定保健指導実施率の向上(実施見込者数:4,797人以上)

(内訳)協会保健師実施分 15.4%(実施見込者数:3,941人以上)

外部委託実施分 3.3%(実施見込者数:856人以上)

i)被扶養者を含め健診当日に初回面談の分割実施ができるよう健診実施機関へ強力に働きかけ着実に保健指導を実施する。

ii)ポイント検証モデル(減量目標を現体重の3%とし、その80%程度を達成すれば180ポイントを満たさなくても最終評価が可能)を積極的に活用し効率化を図り利用者の拡大に向ける。

iii)被扶養者を含め外部委託を積極的に活用し、委託地域及び人数を拡大する。

iv)特定保健指導キャンセル事業所を訪問。保健指導の意義や重要性について認識いただけるよう説明、再勧奨を行う。

被扶養者(受診対象者数:1,067人)

②被扶養者に対する特定保健指導実施率の向上(実施見込者数:200人以上)

(内訳)外部委託実施分 18.7%(実施見込者数:200人以上)

i)集団健診当日に特定保健指導を実施できるよう関係機関(市町、健診実施機関等)と調整を図る。

ii)市町と連携し、健診結果説明会等、特定保健指導を実施する機会を増加する。

■KPI:特定保健指導の実施率を18.7%以上とする

平成29年12月現在10.5% (3月末見込14.3%)

4. 三重支部事業計画(戦略的保険者機能関係)

(3)重症化予防対策の推進 **インセンティブ評価指標**

- ①一次勧奨後の未治療者に対し、書面等で二次勧奨を実施するとともに、早期治療を促すことで重傷化の予防と医療費の抑制を図る。(二次勧奨予定者数 1,246人)
- ②糖尿病性腎症に係る重症化予防対策として、地区医師会と連携協力の下、かかりつけ医を通じた重症化予防対策を講じる。
- ③県と連携し、タブレット端末等のICT機材用いて、生活習慣病が疑われる加入者に対し受診勧奨を行う。また、加入者の都合に合わせて保健指導や栄養指導をオンラインで実施する。

■KPI: 健診勧奨後における3か月以内の受診した割合を12.1%以上とする **平成29年3月現在9.3% (3月末見込11.2%)**

(4)健康経営(コラボヘルスの推進)

- ①健康宣言事業所数の拡大(450社以上)
 - i)健康宣言事業所の拡大に向けた文書勧奨を毎月実施し、宣言事業所数の拡大を図る。
 - ii)健康宣言に取り組む企業を広報誌、メールマガジン、ホームページなどで紹介し、健康経営の普及促進を図る。
 - iii)支部長・部長等で県や関係団体、大規模事業所や健診機関等への訪問勧奨を実施する。
 - iv)公募により健康経営の拡大に協力いただける民間企業のマンパワーを活用した宣言事業所の拡大を図る。
 - v)地方公共団体や商工会議所、関係団体等と連携した健康経営セミナーを開催し、健康経営の普及促進を図る。
 - vi)事業用運送事業者に対して、書面及び訪問勧奨を行い拡大を図る。
- ②健康宣言事業所の取組みの質の向上(健康経営優良法人認定50社以上)
 - i)「事業所健康度診断」を活用し、それぞれの事業所の健康課題に沿ったサポートを行う。
 - ii)健康宣言事業所の健康づくりを推進し、健康経営優良法人認定を意識したサポートを行う。
 - iii)健康宣言事業所を対象にしたセミナーを開催し、実施面での問題を解消し取組みの質の向上を図る。

4. 三重支部事業計画(戦略的保険者機能関係)

2. 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

- (1) 定期広報誌「けんぽだより」「にこにこけんぽ」へタイムリーな情報を掲載する。
- (2) ホームページやメールマガジンでのアンケートを実施し、PDCAにより加入者のニーズにあった情報提供に努める。
- (3) 路線バスの車体ペイントやラジオCMにより加入者の健康意識の向上を図る。
- (4) 平成30年度から本格と導入となるインセンティブ制度の周知広報を分かり易く行う。
- (5) 健康保険委員の拡大
 - ① 新規適用事業所への委嘱勧奨を強化する。
 - ② 勧奨チラシの作成や発送業務を外部委託し、勧奨件数を大幅に増加させ制度理解を広める。
 - ③ 大規模事業所への訪問勧奨を実施する。
 - ④ 健康保険委員を対象とした広報誌の発行やセミナーの開催により、健康づくりや制度改正等の情報提供を行う。

■ KPI: 広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする

■ KPI: 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を

44.9%以上とする 平成29年12月現在36.35% (3月末見込37.68%)

4. 三重支部事業計画(戦略的保険者機能関係)

3.ジェネリック医薬品の使用促進

インセンティブ評価指標

- (1)ジェネリックカルテを活用して分析した地域の特性を関係団体に意見発信を行い、連携を図る。
- (2)ジェネリック医薬品の使用率を掲載したお知らせを医療機関や薬局へ提供し、使用促進を図る。
- (3)使用率が伸びた医療機関等の改善事例を収集し情報共有を図る。
- (4)自治体と連携して若年層の使用促進に向けた取組みを実施する。
- (5)限度額適用認定証利用者にジェネリックQ&Aと希望シールを配布し、使用促進を図る。
- (6)各種広報により、加入者へジェネリック医薬品についての知識の向上を図る。

■KPI:協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合を75.5%以上とする

平成29年11月時点72.4% (3月末見込73.3%)

4. 三重支部事業計画(戦略的保険者機能関係)

4.医療データ等の分析に基づく地域の医療提供体制への働きかけ

- (1)「事業所健康度診断」を活用した事業所と連携した健康経営を推進する。
- (2)事業協定締結市町はもとより、地域別、業態別の分析を行い情報発信により県や市町や関係団体と連携した保健事業を展開する。
- (3)三重運輸支局や関係団体と連携し、健診・保健指導を定着させるとともに、健康起因事故率等の関連性を検証し、プロドライバーの健康づくりを推進する。
- (4)特定保健指導における行動変容と個人特性(性格)との関連性の研究
 - ①心理学的な根拠に基づき長期的スパンで加入者の健康増進を図るために、鈴鹿医療科学大学と連携し、専門的かつ客観的視点で分析を行う。
 - ②個人特性に応じた質の高い特定保健指導を実施することで、特定保健指導対象者の減少はもとより、将来に向けて自ら健康づくりができる加入者を増やす。
 - ③将来的には、研究成果を広く関係機関や市町に向け発信することで、協会けんぽの加入者、及び三重県全体の健康増進に寄与する。
- (5)医療系大学で健康保険制度の講義を行い、制度理解の浸透に努めるとともに、将来に向けて地域や社会で貢献をいただける内容を促す。
- (6)地域医療構想、医療計画、医療費適正化計画などの取組みに注視し、保険者としてデータを活用した効果的な意見発信を行う。

■KPI

- ①他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を100%とする
平成30年3月現在100% (3月末見込100%)
- ②「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する

5. 三重支部事業計画（組織体制の強化）

1. 組織や人事評価制度の適切な運営と改革

(1) 組織運営体制の強化

『加入者の皆様と接する機会を増やし、より多くのご意見をお聞きします』を三重支部共通テーマとして継続実施し各種事業を展開する。

(2) 人事評価制度の適切な運用

業務処理の抜本的な見直しにより生産性を高め適切な人員配置を行う。また、協会の基本使命や目標を踏まえ、個々の職員の役割や目標を明確化し、目標管理制度や人事評価制度を適切に実施する。

(3) 協会の理念を實踐できる組織風土・文化のさらなる定着

協会職員の働く基本姿勢である「行動規範」を全職員で励行する。

(4) コンプライアンス・個人情報保護の徹底

コンプライアンスや個人情報保護については、支部内研修を通じて取扱いの遵守を徹底し、より高度な水準を目指す。

(5) リスク管理体制の整備

リスク管理については、適切な運営を脅かす様々なリスク項目の点検や分析、リスク管理能力向上のための研修の実施、日常の訓練や管理職会議での検討・協議などリスク管理体制を整備する。

5. 三重支部事業計画（組織体制の強化）

2.OJTを中心とした人材育成の推進

- (1)支部研修を積極的に開催し、職員の人材育成や組織基盤の底上げを図る。
- (2)ジョブローテーションを定期的実施し、OJTによる人材育成や各階層に求められる能力や知識の向上を図る。

3. 支部業績評価の本格実施

- (1)支部業績評価を踏まえた取組改善により実績の底上げを図る。

4. 費用対効果を踏まえたコスト削減等

- (1)物品等の調達について、競争入札、調達委員会の開催、見積合わせなど調達の適正化を図るとともに、適切な在庫管理を行う。
- (2)物品等の調達結果について、ホームページによる公表を行い、調達の透明性を確保する。
- (3) 調達における競争性を高めるため、一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実際し、一者応札案件の減少に努める。